

(対大臣・副大臣・政務官)  
12月5日(火)衆・法務委

司法法制部 作成  
田所 嘉徳 議員(自民)

1問 一般的政府職員の給与改定に準じて、裁判官の報酬・検察官の俸給を改定をすることに合理性はあるのか、法務大臣の見解を問う。

### 〔前提〕

裁判官の報酬及び検察官の俸給の改定は、人事院勧告を受けて行われる一般的政府職員(注1)の俸給表の改定に準じて行っているところである。

(注1)「一般的政府職員」とは、「特別職の職員の給与に関する法律」及び「一般職の職員の給与に関する法律」が適用される政府の職員を意味する。

### 〔結論〕

一般的政府職員の俸給表の改定に準じて裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定する方法は、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性(注2)を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。」

(注2) 裁判官は、「司法権の行使」を担う点において、一

般の政府職員に比べ、その職務と責任が特殊であり、検察官は、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法的な性格を有するという点において、その職務と責任が特殊である。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

2問 法律上、裁判官・検察官に対して超過勤務手当が支給されないとされている理由について、法務当局に問う。

[裁判官について]

- ・ 裁判官については、事件の適正、迅速な処理のために、夜間など、一般職の職員にとっての勤務時間外においても、これに対処することが要求される場合も少なくなく、一般職の職員と同様の勤務時間を観念することが困難。
- ・ そこで、裁判官については、時間外手当的な要素も考慮した上で、その職務と責任の特殊性を踏まえた報酬が設定されていることから、超過勤務手当を支給しないこととしている(裁判官の報酬等に関する法律第9条第1項ただし書)。

[検察官について]

- ・ 検察官についても、(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用を受けるものの)、事件の適正迅速な処理等のために、夜間などの勤務時間外においても対処することが要求されており、時間外に勤務した時間等を計測して給与上の措置を講ずるにはなじみ難い面がある。
- ・ そして、検察官の俸給は、裁判官の報酬に準じて俸給が定められていることから、超過勤務手当についても、裁判官と同様に、これを支給しないこととしている(検察官の俸給等に関する法律第1条第1項ただし書)。

(参考)

一般的の政府職員においても、管理・監督の地位にある一定範囲の職員(指定職俸給表適用職員等)については、超過勤務手当を支給しないこととしている。

(参照条文)

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年7月1日法律第75号）  
第9条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号 から第四十二号 までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和23年7月1日法律第76号）  
第1条 檢察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号 から第四十二号 までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

(対大臣・副大臣・**政務官**)  
12月5日(火)衆・法務委

司法法制部 作成  
田所 嘉徳 議員(自民)

3問 これまでに行われた裁判官の報酬減額措置の憲法適合性について、法務大臣政務官の見解を問う。

### 〔憲法の規定・趣旨〕

(憲法の解釈について述べる立場にはないが、)裁判官の報酬を減額することができない旨を定めている憲法の規定は、裁判官の報酬の減額が、個々の裁判官又は司法全体に何らかの圧力をかける意図でなされるおそれがあることから、このようなおそれのある報酬の減額を禁止することをその趣旨としているものと承知している。

### 〔結論〕

これまでに行われた裁判官の報酬の減額措置は、人事院勧告等を踏まえた国家公務員全体の給与引下げに伴い、裁判官の報酬月額についても法律によつてこれに準じた引下げを行つたもので、裁判官の職権行使の独立に影響を及ぼすものとはいえないし、個々の裁判官及び司法全体に何らかの圧力をかけることを企図したものとはいえないものであったことから、憲法の規定には違反しないものであったと考えている。

(参考)

これまでに、平成15年、平成17年、平成21年、平成22年、平成23年及び平成26年において、一般職の国家公務員の俸給月額の引下げに伴い、裁判官の報酬月額が引下げられている。

(参照条文)

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七十九条

一～五（略）

六 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条（略）

二 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・**政務官**)  
12月5日(火)衆・法務委

刑事局 作成  
田所 嘉徳 議員(自民)

4問 檢察庁におけるワークライフバランスについて、どのような取組がされているのか、法務大臣政務官に問う。

### 〔結論〕

検察においては、女性活躍及びワークライフバランス推進のため、平成28年3月31日に策定された法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（通称「アット・ホウムプラン」）に基づき、例えば、超過勤務の縮減や各種休暇制度の周知・取得促進などに積極的に取り組んでいる（注）。

(注) 檢察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得率を100%とする（全庁）
- ・ 早出・遅出勤務を月1回以上実施する（最高検・高検）
- ・ 年次休暇取得日数を18日以上とする（最高検・高検）
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介

- ・ 男性職員を対象とした座談会の実施などがある。

(参考) 法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(通称「アット・ホウムプラン」)

女性の職業生活における活躍、職員の仕事と生活の調和及び次世代育成支援の推進を目的とし、

- ① 職員のワークライフバランス推進のための取組
  - ・長時間勤務の是正等の男女全ての職員による働き方改革や男女全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備
- ② 女性の職業生活における活躍推進のための取組
  - ・女性の採用の拡大
  - ・女性の登用目標達成に向けた計画的育成
  - ・女性職員のキャリア形成支援、意欲向上
- ③ 次世代育成支援推進のための取組を柱とする取組内容等を定めるもの。

【責任者：刑事局刑事課 松下課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
12月5日(火)衆・法務委

司法法制部 作成  
山尾 志桜里 議員(立憲)

想定1問 裁判官の報酬の減額と報酬の減額を禁じる憲法との関係について、法務大臣に問う。

### 〔憲法の規定・趣旨〕

(憲法の解釈について述べる立場にはないが、)裁判官の報酬を減額することができない旨を定めている憲法の規定は、裁判官の報酬の減額が、個々の裁判官又は司法全体に何らかの圧力をかける意図でなされるおそれがあることから、このようなおそれのある報酬の減額を禁止することをその趣旨としているものと承知している。

### 〔結論〕

そうすると、裁判官の報酬を減額する場合であっても、人事院勧告等を踏まえた国家公務員全体の給与引下げに伴い、裁判官の報酬月額についても法律によってこれに準じた引下げを行うのであれば、裁判官の職権行使の独立に影響を及ぼすものとはいえないし、個々の裁判官及び司法全体に何らかの圧力をかけようと企図したものともいえない。

したがって、そのような裁判官の報酬を引き下げる措置は、憲法第79条第6項及び第80条第2項の減額禁止規定に反するものではないと考える。」

(参考)

これまでに、平成15年、平成17年、平成21年から平成23年まで及び平成26年において（合計6回）、一般職の国家公務員の俸給月額の引下げに伴い、裁判官の報酬月額が引き下げられている。

(参照条文)

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七十九条

一～五（略）

六 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条（略）

二 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
12月5日(火)衆・法務委

司法法制部 作成  
山尾 志桜里 議員(立憲)

想定2問 政府が提出した国家公務員退職手当法の改正法案は、裁判官の報酬の減額を禁じる憲法に違反するのではないか、法務大臣に問う。

### 〔憲法の規定〕

憲法第79条第6項及び第80条第2項において、裁判官の「報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定されている。

(憲法の解釈について述べる立場にはないが、) ここにいう「報酬」は、裁判官の職務に対する反対給付、すなわち公務員の基本給たる俸給と同じ意味であると承知している。

### 〔結論〕

したがって、報酬には当たらない退職手当については、憲法上の減額禁止の保障は及ばないものと考えている。」

### (参照条文)

○日本国憲法(昭和二十一年憲法)  
第七十九条

一～五 (略)

六 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額すること

ができない。

第八十条 (略)

二 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

(参考) 公務員の退職手当法詳解 第4次改訂版 (抜粋)

国家公務員の退職手当の性格は、勤続報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格をそれぞれ有し、これらの要素が不可分的に混合しているものであるが、基本的には、職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと理解してよいであろう。この勤続報償説は、退職手当制度創設以来、政府が一貫してとってきた考え方である。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線

携帯

(対大臣・副大臣・政務官)

12月5日(火)衆・法務委

司法法制部 作成  
山尾 志桜里 議員(立憲)

想定3問 檢察官の俸給月額を裁判官の報酬月額に  
対応させて定めている理由は何か、法務大臣に  
問う。

### [現行制度]

検察官は、国家公務員法上は一般職の国家公務員とされているが、その俸給については、「一般職の職員の給与に関する法律」とは別個に、「検察官の俸給等に関する法律」が制定されており、その俸給月額は、裁判官に準じて定められている。

### [理由]

これは、検察官が、①司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官的性格を有するものであること、また、②原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるなど裁判官に準ずる性格を有していることから、検察官の俸給月額については、他の一般職の国家公務員とは別個に、裁判官の報酬月額に準じて定めるべきものとされているからである(注)。」

(注) 檢察官の俸給等に関する法律案の提案理由に、「検察官についても、…給与の体系を確立し、もって一般公務員の給与水準に即態せしめるとともに、検察官の職責に鑑み、その準司法官的性格を重視し、他の一般行政官とは異なり、裁判官に対する待遇に準じた給与を与えることとしたいたく、ここに本法案を提出した次第であります。」とある。

(参照条文)

○検察庁法（昭和22年法律第61号）

第4条 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
12月5日(火)衆・法務委

司法法制部 作成  
山尾 志桜里 議員(立憲)

**想定4問 裁判官の報酬及び検察官の俸給について、一般の政府職員の俸給と連動して改定される「対応金額スライド方式」が採用されている理由は何か、法務大臣に問う。**

### 〔現行制度〕

裁判官の報酬及び検察官の俸給の改定は、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員(注1)の俸給表の改定に準じて行っているところである(対応金額スライド方式・注2)。

(注1)「一般の政府職員」とは、「特別職の職員の給与に関する法律」及び「一般職の職員の給与に関する法律」が適用される政府の職員を意味する。

(注2)「対応金額スライド方式」は、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を、その対応する特別職及び一般職の俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定める方式である。

### 〔理由〕

一般の政府職員の俸給表の改定に準じて裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定する方法は、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性(注3)を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものである。」

(注3) 裁判官は、「司法権の行使」を担う点において、一般の政府職員に比べ、その職務と責任が特殊であり、検察官は、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官的な性格を有するという点において、その職務と責任が特殊である。

)

【責任者：司法法制部司法法制課 吉川課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

人事課作成

12月5日(火) 衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

1問

現在、新任検事は、任官時、検事何号俸に給与決定されるのか、法務当局に問う。

(答)

現在の司法試験に合格し、司法修習を修了して検事に任官する者の号俸は、検事18号に決定しているところである。

(参考条文)

○ 檢察庁法

第18条

二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 一 司法修習生の修習を終えた者
- 二 裁判官の職に在つた者
- 三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者

(2項以下略)

12月5日(火) 衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

2問

かつて、新任検事の号俸は検事20号俸に決定されていたと聞くが、いつから、どのような理由で、検事18号俸に決定するようになったのか、法務当局に問う。

(答)

旧司法試験に合格し、司法修習を終えて、検事に任命された新任検事の号俸は、検事20号に決定しているところ。

もっとも、一般の政府職員においては、専門職大学院の専門職学位課程等を修了し、職務に直接有用な知識・技術を習得した者については、給与上評価して初任給を上位の号俸に決定できるとされている(注)。

(注) 人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準) 第14条

そこで、平成18年に開始された新たな現在の司法試験に合格した者は、原則として2年又は3年間法科大学院の課程を修了していることから、職務に直接有用な知識・技術を習得した者として、一般の政府職員との均衡を考慮し、2号俸上位の検事18号に決定することとしたものである。

(参考条文)

○ 檢察庁法

第18条

二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行ふ。

- 一 司法修習生の修習を終えた者
- 二 裁判官の職に在つた者
- 三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者

(2項以下略)

## 更問

予備試験合格者も検事 18 号俸に決定する理由を問う。

(答)

予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであることなどを踏まえ、予備試験の合格者についても、法科大学院修了者と同等の取扱いをしているものである。

(参考条文)

○ 司法試験法

第 5 条

司法試験予備試験（略）は、司法試験を受けようとする者が前条第 1 項第 1 号に掲げる者（※法科大学院修了者）と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

（2 項以下略）

平成29年12月5日(火)  
黒岩 宇洋 議員(無会)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

3問 現時点で該当者がいない判事補11号・12号及び  
検事19号・20号の各号俸に関する規定を残してお  
く理由について、法務当局に問う。

[前提]

- ・(御指摘のとおり,) 現時点で判事補11号・12号及び  
検事19号・20号の各号俸に該当する判事補や検事は存  
在しない。

[規定を残す理由]

- ・もっとも、今後も、旧司法試験に合格した資格(注)に基  
づいて、司法修習生に採用され、その後に判事補や検事  
に任官する者が生じることなどが想定され得る。
- ・このような場合に柔軟な対応を可能にするため、「裁判官  
の報酬等に関する法律」及び「検察官の俸給等に関する法  
律」におけるこれらの号俸に関する規定を、現在も残して  
いるところ。

(注) 旧司法試験は、平成23年まで実施されていた(平成18年  
から23年までは新司法試験と並行実施)。

(参考条文)

○裁判所法(昭和22年法律第59号)

第66条(採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、  
最高裁判所がこれを命ずる。

②(略)

○検察庁法(昭和22年法律第61号)

第18条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者  
に就いてこれを行う。

- 一 司法修習生の修習を終えた者
- 二 裁判官の職に在つた者
- 三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の  
職に在つた者

2~3(略)

人事課作成

12月5日(火) 衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

4問 過去に、検察庁法が定める「3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者」の資格により検事任官した者はいるのか、法務当局に問う。

(答)

御指摘の資格により検察官に任官した者について、網ら的に把握しているものではないが、平成以降で該当する者が少なくとも1名いるものと承知。

(参考)

○ 検察庁法

第18条 2級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- (1) 司法修習生の修習を終えた者
- (2) 裁判官の職に在った者
- (3) 3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者

○ 任官者氏名等

任官者氏名

任官年月日

任官前職歴

人事課作成

12月5日(火) 衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

5問 檢察官の人事評価制度の概要・システムについて、法務当局に問う。

(答)

検察官の人事評価制度は、他の一般職の国家公務員と同様、平成21年4月1日に施行された改正国家公務員法等の人事評価制度に関する規定の適用を受けるものであり、具体的には、

- 職員が発揮した能力についての年1回の能力評価
- 職員の果たすべき役割の達成状況についての年2回の業績評価

をそれぞれ実施することとされている。

もっとも、検察官については、その業務の特殊性に照らし、別途人事評価の具体的な方法が定められており、例えば、

- 捜査公判実務等の能力が評価対象の一つとされているほか、
- 他の一般職の国家公務員と異なり、業績評価に際しての事前の目標設定になじまないため、目標設定の方法は採らない

などとされている。

人事課作成

12月5日（火）衆・法務委 黒岩 宇洋 議員（無会）

6問

検察官の昇給ペースは一定であるのか、法務当局に問う。

（答）

検察官の昇給については、人事評価の結果、責任の度合い、経験あるいは能力などを勘案して昇給させることとしており、一定のペースで定期的に昇給させるようなルール等は存在しない。

人事課作成

12月5日(火)衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

7問

検察官について、他の一般職の国家公務員のように、毎年1回昇給する運用をしていない理由について、法務当局に問う。

(答)

検察官の俸給に関しては、他の一般職の国家公務員とは異なって、級や号俸が細分化されておらず、検事でいえば20段階の号俸が定められているに過ぎないことから、毎年1回といったような定期的な昇給を行うのではなく、人事評価の結果、経験年数、責任の度合い等を総合考慮して、各段階の昇給の決定を行っているところである。

【更問】

(更に、なぜ検察官の俸給表は、他の一般職と異なり、20の号俸しかないのか、と問われた場合)

(答)

御指摘の点について、歴史的な経緯を含めて詳らかに承知するものではないが、検察官の職務について他の一般職の国家公務員との相違点を挙げれば、

- 司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法的な性格を有すること
- 原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるなど裁判官に準じた性格を有していることなどがあることから、裁判官に準じて定められたのではないかと思われる。

12月5日(火) 衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

8問

検察官の人事評価の結果は、昇給やボーナスにどのように反映されるのか、法務当局に問う。

(答)

検察官の昇給については、人事評価の結果、経験年数、責任の度合い等を考慮して行っているところであり、人事評価の結果が総合考慮の一要素として反映されることになる。

また、期末手当及び勤勉手当のうち、勤勉手当については、一般職の国家公務員の場合、直近の人事評価の結果等に応じて支給することとされているところ、検察官についても、その号俸に対応する他の国家公務員の例によることとされていることから、同じ仕組みが適用され、人事評価の結果が反映されることとなる。

(参考条文)

- 一般職の職員の給与に関する法律  
(勤勉手当)

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第八項第七号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員(人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委

任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一、二 (略)

3 以下 (略)

○ 檢察官の俸給等に関する法律

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

- 2 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、単身赴任手当を支給する。
- 3 寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。

人事課作成

12月5日（火）衆・法務委 黒岩 宇洋 議員（無会）

9問

検察官の中に、人事評価の結果により、昇給できなかつた、あるいは昇給が遅れたという者はいるのか、法務当局に問う。

（答）

検察官の昇給管理は、人事評価の結果、経験年数及び責任の度合い等を勘案して行っていることから、人事評価の結果如何によっては、同時期に任官した検察官の間で、昇給の時期や可否について一定程度の差が生じ得ることとなる。

【更問1】

（更に、同期と対比して昇給が遅れている者の数など詳細な内容を問われた場合）

（答）

個々の検察官の実際の号俸は、個人のプライバシーに関わるものである上、具体的な昇給管理方法を明らかにすることにより人事管理上の支障を生じかねないことから、お答えは差し控えさせていただきたい。

【更問2】

（更に、能力主義を一定程度導入する必要があるが、あまりに徹底し過ぎると、個々の検察官の職権行使の独立を脅かしかねないので、両者のバランスを探ることが重要ではないかと問われた場合）

（答）

検察官は、独任制官庁でありつつも、上司である検察官の

指揮監督権に服するものであり、また、検察庁検事の人事評価は、検察庁の内部で、その能力・業績を客観的に評価するものであるから、人事評価ゆえに個々の検察官の職權行使の独立が損なわれることはないものと考えているが、いずれにせよ、今後とも、検察官の人事評価制度が適切に運用されるよう努めてまいりたい。

(対大臣・副大臣・政務官)  
12月5日(火)衆・法務委

官房人事課 作成  
柚木 道義 議員(希望)

1問 裁判官や検事や法務省で働く際、その給与は、一般の国家公務員と同様、一般職給与法に基づいて支給されるのか、それとも、裁判官報酬法・検察官俸給法に基づいて支払われるのか、法務大臣に問う。

### [結論]

法務省に勤務する検事については、裁判官出身者を含め(注)、検察官の俸給等に関する法律が適用され、同法に基づいて俸給等が支給される。

(注) 裁判官出身者が法務省で勤務する場合、本人の同意を得て、検事に転官させている。

### [理由(検察官の身分保障)]

検察官については、検察庁法第25条により、その意に反して官を失うことがなく、また、俸給を減額されることがないとの身分保障が設けられているところ、法務省に勤務する検事を、例えば法務事務官に転官させるとすると、一時的にあれ検事の身分を失わせることとなる。

そのため、一部の検事を、検事の身分のまま法務省の職員に充てることができることとされており、したがって、その給与についても、検察官の俸給等に関する法律が適用されるもの。」

【責任者:大臣官房人事課 伊藤課長 内線

携帯電話

(対大臣・副大臣・政務官)  
12月5日(火)衆・法務委

刑事局 作成  
柚木 道義 議員(希望)

6問 檢察官の働き方について、過剰な長時間労働で良いと考えているのか、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

検察においては、検察官の心身の健康を維持する観点から、決裁官が各検察官の勤務状況を把握し、必要に応じて、業務量を調整するなどして、過度な長時間勤務とならないよう配慮がなされているものと承知している。

また、女性活躍及びワークライフバランス推進のため、平成28年3月31日に策定された法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（通称「アット・ホウムプラン」）に基づき、例えば、超過勤務の縮減や各種休暇制度の周知・取得促進などにも積極的に取り組んでいる（注）。

(注) 檢察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得率を100%とする（全庁）
- ・ 早出・遅出勤務を月1回以上実施する（最高検・高検）
- ・ 年次休暇取得日数を18日以上とする（最高検・高検）

- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
  - ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
  - ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
  - ・ 男性職員を対象とした座談会の実施
- などがある。

(参考) 法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(通称「アット・ホウムプラン」)

女性の職業生活における活躍、職員の仕事と生活の調和及び次世代育成支援の推進を目的とし、

- ① 職員のワークライフバランス推進のための取組
    - ・長時間勤務の是正等の男女全ての職員による働き方改革や男女全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備
  - ② 女性の職業生活における活躍推進のための取組
    - ・女性の採用の拡大
    - ・女性の登用目標達成に向けた計画的育成
    - ・女性職員のキャリア形成支援、意欲向上
  - ③ 次世代育成支援推進のための取組
- を柱とする取組内容等を定めるもの。

【責任者：刑事局刑事課 松下課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
12月5日(火)衆・法務委

官房人事課 作成  
柚木 道義 議員(希望)

7問 檢察官の育児休暇や介護休暇の取得状況について、法務大臣に問う。

### [検察官の育児休業等取得状況]

過去3年度における検察官の新規の育児休業等取得者数(注)は、

- 平成26年度 30名(うち男性3名)
- 平成27年度 37名(うち男性4名)
- 平成28年度 37名(うち男性6名)

である。

(注) 育児休業のほか、子が小学校に就学するまでの間1日2時間の範囲内で取得可能な育児時間の取得者を含む。

### [検察官の介護休暇取得状況]

また、検察官の介護休暇取得者数(注)については、把握している限り、

- 平成27年(暦年) 11名(うち男性9名)
- である。

(注) 介護休暇のほか、年5日以内の特別休暇である短期介護休暇の取得者を含む。

### [結論(所見)]

引き続き、(アット・ホウムプランに基づき、)男女全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備に向けた取組を進めてまいりたい。」

【責任者:大臣官房人事課 伊藤課長 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】